

事 務 連 絡
令和7年7月10日

各 位

団体内統合宛名システム共同化推進協議会

団体内統合宛名システムに関する情報提供依頼について

平素より本県の情報化施策には御協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成26年度より鳥取県、岡山県及び広島県の3県にて協議会を設置し、団体内統合宛名システムの共同調達・利用を行ってまいりましたが、システム更改の時期を迎え、次期システムの検討を行うこととしました。

つきましては、下記のとおり情報提供を依頼しますので、御協力いただくようお願いいたします。

【各県窓口】

鳥取県デジタル基盤整備課（担当：平田）

島根県情報システム推進課（担当：門脇）

岡山県デジタル推進課（担当：宮安）

広島県デジタル基盤整備課（担当：和田）

山口県デジタル・ガバメント推進課（担当：藤井）

記

1 目的

鳥取県、岡山県及び広島県の3県で共同調達・利用している団体内統合宛名システムを更改するにあたり、島根県、山口県又は両県の共同調達・利用への参加を踏まえた、実現性、妥当性、経済性に優れたシステムの機能要件、最適構成、移行方法、保守運用等の調達仕様の検証を行うことを目的とします。

2 情報提供依頼内容

別添1「団体内統合宛名システム構築等業務RFI仕様書」（以下「業務仕様書」という。）で提示する内容を踏まえ、次の項目について情報提供を依頼します。

(1) システム構成等

- ① システム機能（パッケージ製品等）の概要
- ② システム構成（機器構成及びネットワーク構成）の概要
- ③ 移行方法（既存データの引継ぎ、既存個別システムとの連携、既存個別システムへの影響等）の概要
- ④ 島根県、山口県が次期宛名システムへ移行する場合に特に考慮すべき事項（現行宛名システムと次期宛名システムの構成の違いによる課題等）

(2) 実施スケジュール

(3) 機能要件表

- ・ 別添2「機能要件表」の回答欄に機能の有無等を示してください。

(4) 概算見積り

- ・ 別添3「概算見積書」の様式により費用内訳等を示してください。
- ・ 保守・運用の期間はシステムの利用開始から5年間とします。
- ・ 3県、4県又は5県での共同調達の可能性を検討していますが、比較検討を行うため各県単独調達の概算費用についても情報提供してください。逆に各県単独調達を提案する場合も、共同調達の概算費用についても情報提供してください。

(5) 提案者の類似業務の実績

(6) その他特記事項

- ① 業務仕様書の内容と相異なる事項（代替案、対応しない理由等も付記）
- ② 次期システムにおいて特に考慮すべき提案事項

3 情報提供の方法等

(1) 提出先・問合せ先

- | | |
|-------------------|--|
| ① 鳥取県デジタル基盤整備課 | 担当 平田 |
| 電話番号 0857-26-7330 | メールアドレス digital-kiban@pref.tottori.lg.jp |
| ② 島根県情報システム推進課 | 担当 門脇 |
| 電話番号 0852-22-5582 | メールアドレス infosys@pref.shimane.lg.jp |
| ③ 岡山県デジタル推進課 | 担当 宮安 |
| 電話番号 086-226-7432 | メールアドレス joho-myno@pref.okayama.lg.jp |
| ④ 広島県デジタル基盤整備課 | 担当 和田 |
| 電話番号 082-513-2439 | メールアドレス soudgkiban@pref.hiroshima.lg.jp |

- ⑤ 山口県デジタル・ガバメント推進課 担当 藤井
電話番号 083-933-1329 メールアドレス dk-uketsuke@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 提出方法

- ・ 5 県に同じ内容の情報提供を行ってください。
- ・ 2 の(3)の概算見積りは別添 3 の様式とし、その他の情報提供は任意の様式とします。
- ・ 用紙設定は A4 サイズとします。
- ・ 電子媒体での提出としますが、1 ファイルが 10MB 未満の場合は電子メールで構いません。10MB を超える場合は電子メール以外の方法を(1)の提出先に連絡してください。

(3) 提出期限

- ・ 令和 7 年 8 月 8 日（金）17 時

(4) 質問

- ・ (1)の提出先に電子メールにより質問してください。
- ・ 個別事案でない限り 5 県に同報で質問してください。

4 注意事項

- ① 現行の団体内統合宛名システムの基本設計書は、別添 4 の秘密保持誓約書を提出した者に対して提供します。同誓約書の事項を遵守してください。
- ② 情報提供に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- ③ 情報提供の内容は、5 県での共有に限定します。
- ④ 情報提供の内容は、調達事務に使用する場合があります。
- ⑤ 情報提供依頼の内容は、将来的な調達の実施を確約するものではありません。
- ⑥ 情報提供依頼への参加をもって提案者に特別な配慮を約束することはありません。また、提案者に入札への参加等について義務が生じることもありません。